

経済建設委員会会議録

平成28年1月25日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:58

【 案 件 】

1. 経済施設等対策について
2. 産学連携について

【 報告事項 】

1. 専用場外発売所の開設について (経営管理課)
2. エキサイティングシート及びロイヤルスタンド工事について (経営管理課)
3. 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に対する森林法第10条の2に関する市の意見について (農林振興課)
4. 飯塚市浸水対策事業「赤坂地区調整池新設事業」の進捗状況について (土木管理課)
5. 平成27年3月24日議決の「和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」について (建設総務課)
6. 工事請負契約について (上下水道局総務課)
7. 工事請負変更契約について (上下水道局総務課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「経済施設等対策について」を議題といたします。「経済施設の今後の方針について」、執行部の説明を求めます。

○経済施設等対策室主幹

A4の1枚ものの資料が用意されてるかと思っておりますので、そちらをごらんになっていただきたいと思っております。庄内温泉筑豊ハイツについてでございますが、その前に平成27年12月28日に、行革本部会議を開催いたしまして、その中で庄内温泉筑豊ハイツ及び飯塚市地方卸売市場の市としての基本方針が決定をいたしております。その内容につきましてご説明をいたしますとともに、地方卸売市場につきましては、去る1月21日にその基本方針に基づきまして、市場関係者と第1回目の意見交換会を開催いたしましたので、その概要もあわせてご報告いたします。資料のほうは――

(防災行政無線による放送あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:01

再開 10:02

委員会を再開します。

○経済施設等対策室主幹

引き続き、ご説明をさせていただきます。まず、庄内温泉筑豊ハイツの基本方針についてでございますが、庄内温泉筑豊ハイツは、公の施設としては平成32年度末を目途に廃止とする。2点目で庄内温泉筑豊ハイツ廃止に伴い、今後必要となる機能や施設等については、飯塚国際車いすテニス大会運営支援及び筑豊緑地利用者のサービス向上を考慮しながら、平成28年度末までに決定する。という内容となっております。

なお、これだけをご説明いたしますと、先日の委員会でもご指摘がありましたように「だからどういったものをするんだ」といったようなお叱りを受けるかというふうに思いますが、現在の施設に代わる施設として何が必要なのか、それにどのくらいの費用がかかるのか、それが全体事業としてはどういった形になるのか、市の負担額等はどうか、こういった点を含めまして、関係各課と協議・調整を行っているところでございまして、そうした協議が整いましたら、基本構想として整理をしたいというふうに考えております。また、具体的な基本構想とあわせて、その整備手法についても検討をいたしておりますし、整備手法の選択によっては、それに必要な予算措置等も生じてきますので、今後、そうした予算計上等の準備にも取りかかる準備を進めているところでございます。こうした状況でありますので、まずは、その基本構想とその整備手法について一定の方向性がまとまりましたら、ご報告をさせていただく機会をお願いしたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、飯塚地方卸売市場についてでございますが、これにつきましては、市の基本方針とあわせて、それぞれの基本方針に対する意見交換会での反応等につきましてもご報告いたしますので、よろしくお願いをいたします。まず、1点目の基本方針につきましては、飯塚市地方卸売市場は、民営化の方向で関係者と協議を進めてきたが、施設の老朽化によって増幅する改修費用、卸売会社の取引量の減少及び会社組織の変更等の理由によって、卸売会社としては現時点で「民設民営の市場（民営化）」としての運営は厳しい状況となっている。そうした中、直方市、田川市、嘉麻市にそれぞれあった卸売市場を本市に統廃合してきた経緯があり、また筑豊地域に唯一残る地方卸売市場としての役割や機能は今後とも必要であることから、当分の間は、現行のとおり「公設公営の市場」として運営を継続する。という内容でございますが、当分の間の期間につきましては、今後協議をするということで、「公設公営の市場」としての運営継続について、一定のご理解をいただいております。

次に、2点目の基本方針につきましては、現在の施設は老朽化が著しいこと、耐震化基準を満たしていない可能性が高いこと、コールドチェーン等、今日の青果市場に求められる機能が整備されていないことから、建替えるものとするが、場所については、現在地以外とする。という内容でございますが、これにつきましては、現在地ではない理由について、お尋ねがありましたので、それにつきまして、ご説明をさせていただきました。その内容につきましては、ローテーション方式による建替えによって、期間が長くかかること、約5年から8年というふうに見込んでおります。それから、仮設市場の建設等の費用がかかること。次に、コールドチェーン化によって、搬入時間帯が昼間から夜間まで幅広くなるとともに、搬入車両が大型化することで、周辺的生活環境に与える影響が懸念されること。こうした内容をご説明いたしまして、移転につつまし

ては一応の理解は得ましたが、移転先が白紙の状態に移転了解というふうにはならないとのことで、「条件が合えば」というということで、条件付きで理解を得たところでございます。

次に、3点目の基本方針につきましては、新施設の設置時期、設置場所、市場機能、敷地及び延べ床面積及び事業手法等は、費用、周辺環境及び市場機能を踏まえ、平成28年度末までに決定をする。という内容でございますが、これにつきましては、全体的な案件につきましては、今後、それぞれの団体の代表等で構成をいたします専門部会のような組織の中で、協議を進めていく。それから個別案件につきましては、個別に協議を進めていきたい旨の説明をいたしまして、一定の理解を得ております。

次に、最後になりますが、4点目の基本方針についてですが、施設更新後の運営方法については、将来的な民営化おおむね20年以内ということで、行う方向で関係者と協議の上、一定の方向性を出す、という内容でございますが、これにつきましても、3点目と同様に専門部会のような組織の中で協議を進めていくことで一定の理解を得ております。

なお、こうした内容につきましては、それぞれがいったん持ち帰りまして、総会等を開催し、承諾を得た上で、正式に文書にて回答したいということでございましたので、回答期限を2月末までということでお願いをいたしまして、了承を得ております。

最後にこれまで本年度中に市として一定の方向性を出しますということで、ご説明をしてきたところでございますが、それにつきましては、それぞれの市場から文書にて正式な回答が出てからになりますが、1点目の当分の間は公設公営の市場、公設市場としての運営を継続する。2点目に、現在地以外での建て替えを行う、この2点でございます。ご理解をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

この地方卸売市場についてですけど、ここに書いている内容は理解するんですけどね。私、2年か3年前に質問したとき、27年度いっぱいにもう少し詳しい内容が出てくるのかと思ってたんですけど、さらに1年かけてですね、検討するというのは、関係者の思惑がいろいろあるからということで、思いますけど、そういうことでしょうか。そういう風に理解したほうがいいんでしょう。それが1点と、問題はじゃあもう移転するという事が決まりましたと、ここでいう事じゃないかもわかんないけれど、じゃあその後はどうするという考えは、これまた1年かけてやるということですか。

○経済施設等対策室主幹

基本的に、移転先というところが、どうしても一番のネックになってくる、問題になってくるところでございますが、これにつきましては、それぞれの市場、卸売会社、市場関係者にとっても非常に重要な問題でございまして、この前の意見交換会の中でも移転先がはっきりしてない中で、移転にオーケーだというふうなことは言えないと言うことで、今後条件が合えばということで、そういった「条件が合えば」というふうな、言葉がつけられておるところでございますが、基本的に今のところ、市場機能をどういったものを付加するのかと。今まであった基本的な流通機能だけであれば、ある程度場所っていうのは、現在地から離れたところでも、ある程度いいんですし

ようけども、今の市場に求められてる機能、例えば場外市場的なものとか、それから地産地消だとか、地域貢献とか、そういったところがありますので、こういった所も、市場関係者としては、全体的に協議がまとまったわけでございせんけれども、そういったものも今後やっていけたらやっていきたいというふうな希望もあるようでございますので、そうしますと、当然それに見合った場所ということも出てきますので、そういったところも今後協議を重ねていきながら、平成28年度末までには、何とか、その方向性についても決めていきたいというふうに思っておるところでございますので、いましばらくその関係者との協議の機会が必要かなというふうに考えておるところでございます。

○道祖委員

今の課長の言い方であるならば、条件が合えばということですよ、条件が合わなければ、そのままということじゃないですか。現状のままということでしょう。条件が合えばということで、1つありますよ。その現在地以外とするという市の方針は言ったけれど、条件が合えばそうすると、条件が合わなければ動きませんよということですか。

○経済施設等対策室主幹

私どもといたしましては移転のところで理解を求めたいというふうに思っております。言われるところの言葉じりだけ取らえられれば、そういった受け取り方もできる部分にはあろうかと思うんですけども、私どもとしては、基本的には移転ということで、移転先の条件が合うようにということで努力をしていきたいというふうに思っております。

○道祖委員

であるならば、もう移転するんだ、させるんだと。条件は合わせるってことで、前向きに進めていくと。であるならば、この際、先ほど質問したように、この跡地の問題については、その所管が違うという話になるのか。総合計画なりで、例えばここで質問することじゃない、一般質問なり代表質問の中で聞いていくという内容になるのかどうか、ちょっとわかりませんが。ただ市場がなくなる、逆にその経済振興とか産業振興という立場で考えたら、跡地については、商業施設をつくるんだとか、工業団地をつくるんだとかですね、まあ、いろいろな経済活動の拠点とするんだとか、いろいろ考えが出てくるのだらうと思います。今のこの委員会の立場で言えばね。そういう観点から考えたら、どかすんだと、どかした後の跡地については、だれが責任持って取りまとめて絵描いていくのか。絵があるのかないかどうか、まず、その辺はどうなってます。

○経済施設等対策室主幹

今、委員がご指摘されました事項につきましては当然、私どももこの市場のあり方を検討する中で、協議をさせていただいております。関係課としては、立地適正化の絡みもある課、それから総合政策、それから都市計画の色々な決定状況もありますので、都市計画課、この4課で、市場の移転とあわせて、移転後の部分ということも含めていろいろ協議はいたしておりますが、現実今のところこういったものがないというところでのまとまりが出ておりませんので、そういったところにつきましては、今後引き続き、担当課はもう私どもから一たん離れますけれども、総合政策、それから地域連携政策室それと関係課と協議を進めていくことになろうかと思っております。全く打ち合わせをしてないということではございませんで、いろいろ協議はさせていただいておりますが、いまこの時点で、ご報告をさせていただけるような状況には至ってないということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○道祖委員

言葉じり取るつもりはないけれど、いろいろ協議した結果、こういう結果になったということで、27年度中にその方向性を出すという答弁があって、それに向かって今回こういう形が出てきたんだろうと思いますけどね。けど結果として、③のところ、新施設の設置時期、設置場所、市場機能、敷地、延べ床面積、事業手法等、費用、周辺環境及び市場機能を踏まえ平成28年度末までに決定する。これは場所を決定するということでしょう。場所を決定して、そして今度はその場所が更地できれいな建物が建つ場所であるならば、すぐに設計して、その実施設計に移り、そして建込みをして完成ということになりますよね。で、28年度に決めて、そして今言った形でいったら、1、2、3、4年、あと5年かかるということですよ、早くて。場所によっては、更地ではないと造成をしなくちゃいけないということですよ。造成しなくちゃいけない場所もある。造成を、そしたら周辺住民からの同意をもらう。これに1年。うまくいって1年かかる。そこの敷地の測量とか何とか、これがまた1年から2年かかる。3年くらいみとかなくちゃいけない、造成が終わるまで。そして今度は建物の、言ったようにできあがるまでは、あらかた4年、3年から4年かかる。すると6年なり7年くらいかかるわけです。という考え方ですね。その間に菰田の開発は5年ぐらいかけて新しい絵を描いていくということですか。28年度の末まで決定したときに、絵はできあがってるんですか、菰田は。その間に5、6年先の話だということですか。

○経済施設等対策室主幹

菰田につきましては、立地適正化の問題、そこに合わせるタイミングもありまして、なるだけ早い時期に新しい方向性を出していきたいと。なるだけ立地適正化との絡みの中で、なるだけそういったところに間に合うようなところで、進めていきたいというふうな意見も出ておりました。そうしたところで、ですから、5年先に新たに菰田の絵を描くということじゃありませんで、平行、同時進行といいますか、市場を移転と移転後の菰田の再開発って言いますか、新しい事業着手、計画っていうのは、同時進行で、ある程度協議を進めていかなくちゃいけないということで、これまでも協議をしてきておりますので、ただ、現時点では具体的な絵をお示しできる状況には至っていないということがございますので、決して5年先についてことではございません。できるだけ早い時期にということ、今までは関係課といろいろ協議をさせていただいております。

○道祖委員

そうでしょうね、結果としてね。いや、結果について、もうこうなんだって言われれば、もうそうなんですよ、これしかない。だけど、こんなことわかってるから、2年も3年も前から菰田の形を早く出して、移転先も決めていかなくちゃいけないと。そこまで出してくださいという思いで、一般質問をしたつもりなんです。だから、そういう絵が出てくるのかというふうに思ったら、これは菰田そのものについては移転先が決まらん限りはわかりませんというのと一緒じゃないですか。わかったとしても、5年先ですよと、いうことですよ。ただ、そんなんで間に合うんですかっていうのがやっぱり心配なんです。どかして、跡地を何にするのかと。福岡の人たちを、こちらに呼び込んできて、住宅用地にしたほうが良いというような考えは、私は持っているんですけど、交通の便がいいからですね。そういう計画なのかどうなのか。地域の住民の総意も必要なんですけれど、まちづくりに対してですね、行政がやはり主導性を持って、移転をしてもらうっていうのを決めたのならば、その跡地はこの方向で進めるといふくらいの考えを示さ

ないとですね、5年かけても、6年かけても進まないんじゃないですか。ただ、広大な空き地が残って、結果として、将来人口はふえていかないというような話にもなりかねないからですね。やはりそれは、答弁では、早急にあり方については取り組んでいくんだということを言っておりますけど、あなた方、早急に早急につけてから先送りばかりやってきてるんですから。せめて28年度末までに移転するという話なら、菰田の絵も移転と移転先を決めると同時に、この1年間でどういうふうにあるべきだということをやはりきちっと方向性を出して、まちづくりを示していく必要があるんじゃないんですか。

当然、ここの開発については、第2次総合計画が今度つくられてきますけど、29年から。当然、その1つのまちづくりの大きな要素になっていくんじゃないかと、私個人的に思いますんでね。であるならば、言葉では急ぐと言ってますけど、結果として、また四、五年先の話、決まりませんかという、地元が反対してるとか、そういうことで、先々に伸ばしていけば、結局、将来計画が何にもできなくなるじゃないですか。合併特例債とか、そういうやつがもう残り少なくなってきて、使えるお金が、開発に使えるようなお金がどこにあるかということも出てきますんでね。やはり、財政との関係もあるんで、早く計画立てて、財政の裏打ちをしながらやっていかないと、思うようなまちづくりができないんじゃないかと危惧するんですけどね。やはりスピードが必要んじゃないかと思えますけど。その辺については、これは27年度いっぱいまで副市長がちゃんと本会議場で答弁した内容ですから、その辺どう考えられてるかですね、今回27年度の1月末になってきてですね、この結果しか出せないというならば、今後どうするかということ、考えを示していただけないですかね。

○経済部長

経済部長として、答弁できない部分もございまして、27年度末までに、市場のあり方について、大方の方針を出すということで、さまざまな取り組みは行ってきたところでございまして、先ほど委員さんが言われましたように、地元のほうからは26年度の秋にですね、市場移転と跡地の住宅団地の要望が前自治会長名で、提出もされております。ただし、そのときのいろんな協議の中で、ほんとにそれがいいのだろうか、菰田地区にとっていいのだろうか、加えて言うなら、飯塚市全体のことを考えて、計画立てるべきじゃないかというようなことで、先ほど主幹がいろいろ説明しましたが、内部協議、関係各課といたしたところでございます。先日の市場関係者、9団体との協議の中でも、どうして市場を移転しなきゃいけないんだという意見も多々ございました。そういう中で、先ほど言いましたように、市全体のことを考えて、今後の菰田地区の発展、浮揚を検討すべきだということで、なかなか前に進んでないというのは、現状でございます。そして、今後の計画につきましては、私どもも、移転後の菰田地区のまちづくりについて、一番の重要項目じゃないかというふうに考えております。それで関係各課、部長を含めてですね、そういう話は十分しておりますので、先ほど言いましたような、いましばらくの時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○道祖委員

言わんとすることはわかりますけどね。いましばらくという、しばらくがね、四、五年かけますって話ではないんじゃないですかという話ですよ。できれば、28年度末、あと1年延ばせと言うんなら、1年延ばして、今言ったように、部長が答弁されたように地元からそういう要望が出てるんだから、要望に沿ったら、そのまちの開発が進むんであるならば、そういう考え

方もあろうし、また、総合的に飯塚市が今後どうあるべきだということだったら、それではだめだという答え、どちらにしろ早く出さないとですね、住民説得するにも、考え方を示さないと、方向転換、要望書に対しての答弁ができないということですよ、回答がですね。だから、部長に宿題をやるのもなんですけど、1年以内にというわけいかんでしょう。

○副市長

これはそういう考えはもっておりません。本来は28年度中に市場の方向性が出ればですね、それと合わせるのが最良かどうかは別として、スピード感を持ってやらなければならないというふうには、基本的には考えておりますし、今ご指摘の、財政的なものを含めましてですね、ただ、現実問題として、先ほど言われたように、今から市場の移転を決めた場合に、現実問題、あそこが空き地になるのは、たぶん四、五年先になると思うんですね。ただ、あとをどうするかというのは、それから考えたとしても間に合いませんから、28年度中に大きな方向性を、今度は逆にして、どんなに遅くとも29年度には、どういう絵を描くということくらいは、これ当然示すべきであろうと。28年度中は望ましいかもわかりませんが、また、その後のいろんな関係団体、先ほど言いますいろんな総合計画なり、立地計画なりのものがございまして、そういうことを勘案しますと、28年度ができるだけベターかもわかりませんが、もう1年、29年度までですね、どういう具体的な方向性の案と申しますか、絵と申しますか、そういうのが示せるのは、遅くともそれまでには片づけなきゃいけないだろうという頭は、基本的な方針は持っております。ただ、そうは言いながらも、絵を示して、具体的に空き地になって取りかかるのは、また、今からいきますと、四、五年なりますけど、少なくともそういう計画は持って、スピード感持って、取り組んでいきたいというふうには思っております。

○道祖委員

四、五年先の話をするのはあれかもわかりませんが、ただ、もう早くしないとね。だんだん皆さんも歳とってきますしね。四、五年先といっても、メンバーも変わってくる可能性もありますしですね。だから、早く方向性をやはり出すべきだと、ここ1年間で。そして、市場が移転したときに、今からやっても、四、五年先にですから、移転するのがですね、早く、そのときにはもう絵ができて、どいて、更地にしてどうするんだということが取りかかれるようにですね、絵を描いていただきたいと思いますので、早急な対応だけはよろしく願います。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、「産学連携について」を議題といたします。「医工学連携事業について」、執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

付託案件であります産学連携につきまして、新産業創出ビジョンの重点プロジェクトであります医工学連携事業の経過及び今後の予定などについてご説明させていただきます。

まず1点目ですが、お手元に配布いたしております「医工学ものづくり最前線」と記載しております資料をごらんください。昨年の12月7日、のがみプレジデントホテルにおきまして、e

- ZUKAトライバレー産学官交流会、通称ニーズ会事業の一環として、「医工学連携推進フォーラム」を開催いたしております。内容といたしましては、3Dプリンターを活用した医工学のものづくりについて、講演・具体事例・情報交換などを行っております。開催後のアンケート結果から医療関連産業への既参入・参入希望・関心を持っている回答数が25名中13名、本事業への参画希望・参画検討数24名中15名という医療関連産業に関心の高い結果となっております。

次に、2点目といたしまして、「医療機器の製造販売を開始します。」と記載しております資料をごらんください。本市の医工学連携による成果として、精密加工業を行っている市内企業である「九研」という企業が、医療分野に参入し、医療機器「ウンドリフター」の開発・製造を行い、販売を実施できるようになりました。医療機器の内容につきましては、内視鏡手術で傷口を効率よく安全に縫い合わせるための補助器具で、ことし春からの販売を予定しております。

続いて、3点目ですが、「製販ドリブンモデルワークショップ&個別技術相談会 in ふくおか」と記載しております資料をごらんください。本年2月22日から23日にかけて、のがみプレジデントホテルにおきまして、「製販ドリブンモデルワークショップ&個別技術相談会」を開催いたします。開催趣旨につきましては、医療分野へ異業種が参入するうえで、「医療現場のニーズ把握・事業化のためのノウハウ・販路開拓」などの課題が多く、この課題を解決するために多くの時間と労力を必要とします。そこで、この「医療現場のニーズ把握・事業化のためのノウハウ・販路開拓」などを熟知している医療機器製造販売企業と連携することで、より円滑に新規参入や製品開発を促進することを目的といたしております。具体的には、22日は、医療機器製造販売企業との連携についてのワークショップや具体的な連携事例の紹介を行い、23日に医療機器製造販売企業と参入企業や新規参入希望企業との「個別での技術相談会」の開催を予定しております。

今後は、この医療機器製造販売企業との連携を進めることにより、先ほど、ご説明いたしました市内企業「九研」の医療機器の製品化に続く、新たな企業の製品化・集積を加速させていきたいと考えております。

また、直接、本市の医工学連携事業の取り組みではありませんが、九州と韓国が、中小企業を中心に、それぞれが有する資金・技術・人材等の地域資源を相互補完し、貿易・投資及び産業技術の交流拡大と地域間交流を促進することを目的といたしまして、1993年より九州と韓国で交互に開催されている国際会議である「九州・韓国経済交流会議」が、平成28年度の開催テーマが「ヘルスケア」ということもあり、本市で開催されることが決定しております。日程につきましては10月で、開催内容は調整中ですので、詳細については、改めてご報告させていただきます。

以上で医工学連携事業について、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○経営管理課長

報告に入ります前に、昨日及び本日の本場開催を降雪のため、中止とさせていただきますことをご報告申し上げておきます。なお、明日につきましては、本日中に除雪作業を行いまして、開催したいと考えております。

それでは、「専用場外発売所の開設について」ご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

名称は「オートレース六戸」、開設場所は青森県上北郡六戸町サテライト六戸内、設置者は「株式会社サテライト六戸」、管理施行者は「伊勢崎市」でございます。施設の概要ですが、オート競輪共用の一般席365席、特別観覧席40席、自動発払窓口2窓、有人窓口1窓となっております。年間総発売日数は340日程度を予定しており、12月23日にオープンをしております。なお、オートレース六戸は全国で13番目の場外発売所となります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「エキサイティングシート及びロイヤルスタンド工事について」、報告を求めます。

○経営管理課長

「エキサイティングシート及びロイヤルスタンド工事について」ご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

エキサイティングシート工事につきましては、建築面積36平方メートル、建築場所は3ページの位置図をご参照願います。走路内側芝生面第1コーナー手前付近となっております。座席数は14席となっております、イメージ図を4ページにお示ししております。工期等につきましては、6ページをご参照願います。2月1日以降に確認申請を行い、3月中旬には内装工事等を終え、3月22日オープンの予定となっております。

次にロイヤルスタンド改修工事でございますが、工事概要としましては、外装及び内装及びシステム工事等となっております、座席数は2階62席、3階55席、4階28席を予定しております。5ページにイメージイラストを載せておりますのでご参照願います。工期等につきましては、7ページをご参照願います。2月中旬より防水工事、5月上旬より内装関係の工事を行い、7月中にはオープンの予定となっております。

なお、工事内容等につきましては、若干変更になる場合もございます。また、工事に係る費用につきましては日本トーター株式会社が負担することとなっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

今、説明ありました2ページの1番下に、費用については、日本トーター負担とありますけど、これに間違いはないんですか。

○経営管理課長

はい、間違いございません。

○平山委員

まだですね、今年度3月末までのレースの決算は終わってない中で、非常にいい決断をされたと思っております。それに加えてですね、このエキサイティングシートですか、これは、ロイヤル席と同じにふうな要領で、入場料はかかったり、ここに入りたいという人は抽せんとか、どういう形でやるんですか。ちょっと説明、お願いいたします。

○経営管理課長

3月予定のオープン時においては、観戦のみの施設となるため、料金設定はとりあえずは行わずに、現在行われております走路内観戦のような方法で、お客様に開放する方法を考えております。その後、7月を目途にしておりますけれども、ロイヤルスタンドのオープンとあわせて、発売機等の設置が完了するまでには、ロイヤルスタンドと合わせたところで、料金設定を考えまして、ロイヤルスタンドのお客様をエキサイティングシートもご利用いただけるような方向で持っていくのかどうかを協議していきたいと考えております。

○平山委員

そしたら、このエキサイティングシートは、とりあえず、ファンサービスに貢献しようという形で、つくられると認識しておりますけど、せっかく、ここまでですね、ファンサービスをやるという形の中で、今、レース場の本場、北側の休憩所と南側の休憩所がありますけれども、そこから、券を買いに行く時に、非常にここら辺、つい最近は風が冷たく吹きすさんでですね、ものすごく、今の時期には、入場者数も激減しているような状態だと私は察しておるんですけど、そういうですね、本当に、本場の中に来られて、休憩所、休憩所の中は温いんですよ、皆さん、御存じのように。しかし、そこから、券を買いに行くときに、もうものすごく寒いんですよ。その対策もですね、せっかくこれだけの、日本トーターががんばって、ファンサービスに努めようということをやっておりますので、飯塚市も日本トーターとよく話あって、通常のお客さんにもサービスに努めるように、努めてください。これで終わります。

○委員長

他に質疑ございませんか。

○道祖委員

結構なことだと思うんですけど、施設改善して、ファンを多く、呼ぶ。売り上げを伸ばすために取り組む。この分についてはいいことだと思ってるんですけど、費用については日本トーターが負担をするということになっておりますけれども、これは、問題ないんでしょうか。というのは、施設の維持管理というのは市がするというふうに認識しておりましたんで、当然、こういうことをするべきなのは、施設管理権がある市だと思うんですけど、トーターがやることによってですね、何らか、今後、禍根が残るようなことがないのかなということをちょっと気にしておるんですが、その点どうなんでしょう。

○経営管理課長

工事完了後、恐らく、施設の権利等についてのご質問だと思っておりますが、飯塚市小型自動

車競争事業包括的民間委託業務に係る基本契約がございまして、それに基づきまして、今回のロイヤルスタンドの改修工事及びエキサイティングシート工事につきましては、有益費の償還請求権を放棄していただくというような特約の合意書を取り交わすようにしておりまして、改修した施設及び設備は飯塚市に帰属することで、日本トーターのほうとは協議が一応、整ってはおりません。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「一条工務店の白旗山メガソーラー開発に対する森林法第10条の2に関する市の意見について」、報告を求めます。

○農林振興課長

「一条工務店の白旗山メガソーラー開発に対する森林法第10条の2に関する市の意見について」ご報告をいたします。

本件は、平成27年9月14日に、株式会社一条工務店が申請をいたしました林地開発許可申請について、11月16日付けで、福岡県から、森林法第10条の2第6項の規定により、飯塚市に対して意見の照会があったことから、提出を行ったものでございます。また、本林地開発につきましては、平成27年12月議会において、開発の中止を求める請願書が提出されまして、付託の市民文教委員会でその審議が行われておりますことから、あわせて、本経済建設委員会におきましては、所管する農林振興課所管事務として、ご報告をさせていただきます。

提出しております資料、森林法第10条の2に関する意見の写しの1ページをお願いいたします。最初に、意見書の本文におきましては、まず、今回の開発行為は、面積規模や住宅地との近接など、過去に例をみないものでございます。このことから、従前より、市長会を通じまして、大規模太陽光発電設備の立地にあたりましては、各自治体の土地利用に関する計画などとの整合性を図るためにも、国において、適正な立地が行われるよう、具体的な法整備を進めるとともに、周辺の環境や景観についての対策など、立地の円滑化が図られているものかについても認定の条件とするよう申し入れをしているため、その問題提起といたしまして、都市マスタープランとの整合性や、適切な立地計画であるかを審査の基本とするよう記載しております。

次に、許可する場合におきましては、住民不安払拭のため、十二分な対策措置の県による指導や計画地内に確保される緑地については、住宅地の隣接する箇所に設置のこと。そして、市議会において提出された請願書に対する付託委員会での審議の概要を別紙で示しているとの記載を行っております。

続いて、所定の書式によります項目別の記載におきましては、市役所内の関係各課から出されました意見を集約して該当項目に記載をしております。表中「市町村の土地利用上からみた意見について」から、次のページ、2ページのその他の項目におきまして、飯塚市自然環境保全条例に基づく住民説明会で出された意見や同条例の規定で設置されております審議会での審議経過などを別紙で示しているとの記載、調整池の保全、災害の防止などを記載を行っております。

3ページをお願いいたします。このページでは、先ほどご説明いたしました飯塚市自然環境保全条例に基づく住民説明会で出された意見や同条例の規定で設置されております審議会での審議

経過などを要約してお示しをしております。

次に、4ページから5ページにかけましては、平成27年12月15日に開催されました市議会市民文教委員会において、委員会で出された意見や要望を意見書に反映するよう求められたことから、請願第4号の審議を概要としてお示しをいたしております。

以上が、今回提出をいたしました、市の意見についてのご説明でございます。

最後に、本意見書を提出した以降では、昨年12月22日に福岡県において森林審議会が開催されましたが、市からの意見について、よく整理をするよう指摘がなされまして、継続審議となっております。次回の福岡県による森林審議会の開催につきましては、現時点では未定となっております。

以上、「一条工務店の白旗山メガソーラー開発に対する森林法第10条の2に関する市の意見について」ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市浸水対策事業「赤坂地区調整池新設事業」の進捗状況について」、報告を求めます。

○土木建設課長

飯塚市浸水対策事業で実施中の「赤坂地区調整池新設事業」についてご報告をいたします。まず、場所でございますが、お手元のA3資料1の位置図をお願いいたします。JR後藤寺線の下鴨生駅と筑前庄内駅のおおよそ中間地点で線路を挟む北側の丸で囲んだ場所になります。本事業は、合併以前に旧庄内町赤坂地区側で宅地造成が進められ、その影響により旧稲築町鴨生地区で浸水被害が発生するようになり、特に平成15年、21年には多くの浸水被害が発生しております。このことにより、嘉麻市長より飯塚市長あてに浸水対策を講じていただくよう要望書が提出されております。この要望書を受けまして、飯塚市として嘉麻市と協議を行い、関係部長会におきまして、浸水対策を行うことを決定し、平成24年度より嘉麻市鴨生地区の浸水被害を軽減する目的で、調整池を新設する事業に着手しております。

平成26年度に「赤坂地区調整池新設（1工区、2工区）工事」を発注し、工事に着手いたしましたところ、現地より工業系の焼却灰が出土したため、調査分析を行い、処理方法について福岡県環境保全課に問い合わせをいたしました。その結果、土壌汚染の可能性のあることから、「土壌汚染対策法」に基づき調査を行うよう指導を受けております。現在は、その指導に基づき、一旦工事の中止を行い、現地の「地歴調査」、「土壌調査」を実施しているところでございます。これらの調査は、土壌の汚染がある場合は、その処置の方法を決定するため、「地歴調査」を行い、汚染の原因、自然由来によるものなのか、人工的由来によるものなのかを調査し、ボーリングにて「土壌調査」を行い、廃棄物の量及び土壌の分布等を調査し、土壌のサンプルから成分分析を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年3月24日議決の「和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」の履行完了について」、報告を求めます。

○建設総務課長

平成27年3月24日に議決をいただきました「和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」の履行完了について報告いたします。

平成27年12月24日までに所有権移転登記、林地開発計画変更後の整備及び福岡県の完了確認が終わり、あわせて市による履行確認も完了いたしました。翌日の12月25日に土地売買代金の4836万3千円の支払いを行っております。この後1月19日午後7時から地元説明会を開催いたしました。この中で、住民の方から「調整池に流れ込む管が板で塞がれている」「東側斜面下、隣接地との境界付近にタイヤが残っている」「雨で法面の一部が壊れている」「メガソーラー内に側溝がなく、水路としての要件を満たしていない」「ため池・調整池周辺の水路が雑である」などの指摘及び意見を受けました。

このうち、「調整池に流れ込む管が板で塞がれている」部分及び「東側斜面下、隣接地との境界付近にタイヤが残っている」部分につきましては、県の検査時に立ち会いしておりましたが、確認できておりませんでした。次に「雨で法面の一部が壊れている」部分につきましては、完了検査後の雨によるものでございます。

今後の対応につきましては、林地開発の許認可庁であります県と協議しながら適切に対応してまいります。参考資料としまして、全体写真を提出いたしております。全体写真の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負契約の締結につきまして、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。横書きの「工事請負契約報告書（上下水道局総務課）」と記載しております資料をお願いいたします。

今回報告します請負契約は、電気工事1件で、入札の執行にあたりましては、業者選考委員会で審議し、「入札実施要領」に基づき、要件等を付して入札を行っております。

「太郎丸浄水場水質モニター改良工事」につきましては、電気Aランクの工事で、「指名競争入札」を平成27年12月21日に行い、5690万880円の予定価格に対し、5270万4千円、落札率92.62%で、有限会社 碓井電気商会在落札いたしました。

以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

同じく、上下水道局の工事請負変更契約の締結につきまして、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。同じく、横書きの「工事請負変更契約報告書（上下水道局総務課）」をお願いいたします。

「柳橋二瀬汚水幹線管渠布設(2工区)工事」につきましては、原契約金額から117万7200円を減額いたしまして、変更契約金額を1億817万8200円とするものでございます。

これは、開削工事区間におきまして、汚水柵の設置位置を家屋所有者と協議した結果、管渠の延長が当初設計より41.6メートル短くなったため、変更契約を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。